

● 鎮南浦領事館附ヲ命ス
〔在勤月手當金四拾圓支給〕

外務省警部(京城領事館附歸朝中) 門井辰之助

● 給七級俸

外務省警部(重慶附) 中村善次郎

外務省警部(釜山領事館附) 西村銈象

● 給九級俸(以上九月三十日)

● 一等書記官(在勤) 日置益并ニ領事(京城) 秋月左都夫ハ本月二日、領事(里昂)

山田忠澄ハ本月二十一日孰モ賜暇歸朝ヲ許可セラレタリ

● 外務書記生(鎮南浦) 德屋劍三ハ本月四日、外務書記生(重慶) 武田五十八ハ本月九日孰モ養病歸朝ヲ許可セラレタリ

○ 高等官發著

● 領事官補諸井六郎ハ本月九日蘇州ヨリ、同若松兎三郎ハ本月十二日紐育ヨリ孰モ歸朝セリ

● 領事武藤精次郎ハ本月六日元山ニ向ヒ、領事飯島龜太郎ハ本月十四日、タウンスヅ井一ルニ向ヒ出發赴任、領事小田切萬壽之助ハ本月二十五日上海ニ向ヒ出發歸任セリ

〔正 誤〕 外務省月報(八月分)本欄内領事小田切萬壽之助ノ叙勳ニ伊太利國皇帝陛下ヨリ贈與シタル云々トアルハ、清國皇帝陛下ヨリ贈與シタル第二等第二雙龍寶星ヲ受領シ及佩用スルヲ允許スノ誤

○ 内外雜件

○ 法令及告示

● 本月二十日附外務省告示第十二號ヲ以テ本月十五日日清兩國委員間ニ協定シタル福州專管日本居留地取極書及同別約書認可實施ノ件ヲ公示セリ